

和光市国民健康保険運営協議会

第2回会議録

令和6年11月7日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録（要旨）	
令和6年度 第2回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和6年11月7日（木） 13時30分
開催場所	和光市民文化センター 企画展示室
開会時刻	13時45分
閉会時刻	14時35分
出席委員	事務局
佐々木 好評 青木 二郎 奥村 香代子 佐々木 淳 佐藤 貴映 小田原 紀慧子 鈴木 正敏（会長） 山崎 操（会長代理） 富澤 仁 （9人）	健康部長 斎藤 幸子 健康部次長 梅津 俊之 保険年金課長 稲原 大介 健康支援課長 浅井 里美 健康支援課健康づくり担当統括主査 端山 明子 保険年金課課長補佐 中村 智子 保険年金課国民健康保険担当統括主査 齊藤 哲也 保険年金課国民健康保険担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 0人
清水 善行 市島 真理 内野 裕嗣 菅野 隆 細田 泰雄 内海 英二 （6人）	
備考	会議資料 次第、資料1－1（条例改正概要）・資料1－2（条例案）・資料1－3（改正内容まとめ）・資料1－4（モデルケース） 資料2（補正予算資料）、参考資料（ヘルスプラン抜粋）

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	1 開会 2 諮問 斎藤部長より「諮問書」を読み上げ、会長に渡す。 諮問事項（１）「和光市国民健康保険税条例の一部改正について」 資料１－１・資料１－２・資料１－３・資料１－４・参考資料に基づき説明。 それでは、諮問事項 「和光市国民健康保険税条例の一部改正」について、資料に基づきまして、説明させていただきます。 お配りしています「資料１－１」をご覧ください。 今回の改正は、昨年度皆様にご議論いただき作成いたしました和光市国民健康保険ヘルスプランに基づき令和７年度の保険税率を改正するものです。 内容としては、基礎課税額の平等割額「9,000 円」を削り、均等割額を「21,000 円」から「24,000 円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「9,000 円」から「12,000 円」に改め、介護納付金課税額の均等割額も同様に「9,000 円」から「12,000 円」に改めるものです。今回の改正は被保険者一人当たりにかかる均等割額を引き上げることとなるため、すべての世帯に影響が出ることとなります。 「資料１－２」をご覧ください。 「資料１－２」は改正条文の新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後になります。 この改正を表にまとめたのが「資料１－３」です。 「資料１－３」の上段の表が保険税率で、現行との比較になります。ご覧のとおり、平等割額が廃止され、各課税区分の均等割額を改正する内容となっております。 「資料１－３」の２、均等割額の減額（２１条関係）では、均等割額が改正されたことによる保険税の軽減額が変更されるため、その内容を表にまとめています。

発言者	会 議 内 容
	均等割額の減額については、前年中の総所得金額等が一定基準以下の場合にその額に応じて均等割額を7割・5割・2割軽減するというもので、たとえば、令和6年度の医療給付分の7割軽減に該当する方の均等割保険税は均等割額21,000円に0.7をかけた額が14,700円となり、この額が軽減する額のため、21,000円マイナス14,700円で6,300円が医療給付分の均等割保険税額となります。令和7年度は、下段の表で24,000円に0.7をかけた16,800円が軽減額となるため、7,200円が医療給付分の均等割保険税となります。 国民健康保険税条例の案についての説明は以上となります。 本日机上配布いたしました参考資料をご覧ください。昨年度作成した和光市国民健康保険ヘルスプランの抜粋になります。 参考資料の一番後ろのページにあるように保険税率の改正については、和光市国民健康保険ヘルスプランに基づき改正していくこととしていますが、前提として、参考資料の前のページにあります第3期埼玉県国民健康保険運営方針に則った形で取り組んでいくこととなります。ここでは、県運営方針の一部ですが、保険税率の統一の進め方や考え方を掲載しています。 県運営方針では、令和12年度に埼玉県内のどこに住んでも同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税になる「完全統一」を目指しており、段階的に保険税率の統一をはかるため、令和9年度から保険税率を「準統一」することとしております。準統一では、埼玉県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定するとしております。 資料1－4にある今回お示ししているモデルケースの一番右の表で示している緑色の箇所が令和6年1月に示された最新の市町村標準保険税率です。毎年変動があるためあくまでも参考ですが、現行と比較してもかなり高い税率を示しております。 和光市の保険税率をこの市町村標準保険税率に近づけていくことが必要となることをご承知おきいただければと思います。 モデルケースについて簡単にご説明させていただきます。昨年度に、ヘルスプランを作成する議論の中でも同様のモデルケースを示しておりますので重複するのですが改めてご覧いただければと思い

発言者	会 議 内 容
	ます。 【モデルケース 1】 上段のオレンジ色の箇所が基本情報になります。70歳、単身世帯で年金収入180万円。控除後の所得70万円となります。このケースでは所得が一定所得以下のため5割軽減が適用されます。 令和7年度の改正では、平等割が廃止されることに伴い、保険税額が赤字で示している43,900円となり、黄色く示している現行比較ではマイナス1,500円、率にして3.3%の減となります。市町村標準保険税率になると60,200円となり、現行との比較となると14,800円、率にして32.6%増となります。 【モデルケース 2】 70代夫婦、年金収入180万円の2人世帯。このケースでも所得が一定所得以下のため5割軽減が適用されます。 令和7年度の改正では、61,900円となり、現行比較では1,500円、2.48%増となります。市町村標準保険税率になると、91,600円となり、現行比較で31,200円、率にして51.66%増となります。 【モデルケース 3】 30代夫婦、給与収入300万円の2人世帯。 令和7年度の改正では、224,500円となり、現行比較では3,000円、1.35%増となります。市町村標準保険税率になると、295,500円となり、現行比較で74,000円、率にして33.41%増となります。 【モデルケース 4】 40代夫婦、給与収入300万円の2人世帯。40代になると年齢的に介護分も含まれるためモデルケース3よりは金額があがります。 令和7年度の改正では、277,100円となり、現行比較では9,000円、3.36%増となります。市町村標準保険税率になると、368,900円となり、現行比較で100,800円、率にして37.60%増となります。 【モデルケース 5】 40代夫婦、給与収入600万円で10代の子が2人いる4人世帯

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	帯。 令和7年度の改正では、615,800円となり、現行比較では21,000円、3.53%増となります。市町村標準保険税率になると、801,800円となり、現行比較で207,000円、率にして34.8%増となります。 一人当たりにかかる均等割額が改正されることから、世帯員数が多い世帯になるとその分影響が出るところです。 今回は令和7年度の改正についてとなりますが、昨年度作成した和光市国民健康保険ヘルスプランでは、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画としており、令和8年度は保険税率の改正は行わないこととなっています。令和9年度以降については、市町村標準保険税率を踏まえて令和8年度にはこの協議会において議論をしていく必要がございます。大変厳しい状況で恐縮ではございますが説明は以上となります。 モデルケースでは令和7年度の今回の改正は軽減する世帯もあるし増額する世帯もあるという改正内容なのですが、標準保険税率にしますと、すごい税額が高くなる結果が出ていますね。 今までは、和光市の医療費の歳出に必要な税額を確保するための税率を設定するという基本的な考え方できていました。今後は和光市だけでそういう税率設定はできないという、新しい県全体の方針なので、その辺が、ちょっと納得いかない、すっきりしない部分があります。 令和6年度の決算見通しも令和5年度の繰り越し、いわゆる歳入歳出の残額を基金に積み立てて10億5,000万円ほどの基金積み立てになっている。簡単に言うと、歳出より税を課税して徴収し残った額を次年度に繰り越す。これとの関係で県の標準保険税率を設定し徴収するとなると、医療費（歳出）の増以上の税率設定になってしまうのではないかと考えられるが、その辺はどういう考えなのでしょうか。 県南の市町村はどちらかというと県全体の平均より医療費が少ないと思います。高いところとの差があるのですが、それでも県全体として標準化するということで、新しい制度になってきたわけです。

発言者	会 議 内 容
稲原課長	けれども、その辺のところは、被保険者に相当税額が増えたという印象になると思う。どのように理解してくださるのか、なかなか難しいのではないかと思います。その辺はいかがでしょう。 会長から県南部で医療費水準が低いという話があったと思いますが、その件については、前回の運営協議会の際に事務局が説明したと重複しますが、県のほうで国保財政を主に担当することになったときに医療費水準を各市異なるものを反映しない形で、県に納める納付金を計算するという段階にきています。これを納付金ベースの統一といいます。 医療費水準については考慮しないような形で県から納付金が求められている状態です。県全体でかかった医療費を各市町村に割り振り、納付額が示されます。先ほど来話に出ている標準保険税率は、県で計算しているのですが、シンプルに言うと、高い税率に設定すれば、その納付金はその市で特に他のお金を使わなくても賄えますよというものが標準保険税率という形で示されております。和光市は標準保険税率より低い税率にあるのですが、どのように運営しているのかという話になると主に2種類ございます。 ひとつは、一般会計からの繰入金というものを入れています。国民健康保険特別会計というのは独立採算型なので、国保の財政は国保の財政で持ちましょうということです。ただそれだけでは足りない分を市の大本の一般財源からお金を入れて補っていくというのがまず一点（法定外一般会計繰入金）。一般会計からの法定外繰入金については去年ヘルスプランを策定するときに検討いただいたと思うのですが、だんだん減らしていく方向で今進んでおります。 もう一つが財政調整基金です。今まで国保の会計で貯金してきたものだから国保の方で補っていきましようというものです。財政調整基金を入れて今は補っているような状態です。 現在の和光市の国民健康保険の財政運営は一般財源を入れることと財政調整基金を使って、その税率をコントロールしている状態です。 今回ご提案させていただきました令和7年度税率改正、それから先ほど申し上げた令和8年度は税率改正をしないという形で計画を

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	立てているのですが、その間は2本のお金を使って補う計画です。 令和9年度に「準統一」として県から標準保険税率にしてくださいという話があるのですが、標準保険税率を設定する時に県が示している条件は、一般財源（法定外一般会計繰入金）を入れること、保険税を軽減するために財政調整基金を使うこと、それらはしないでくれというような形が県から示されています。ただ和光市は現在10億円ほどの財政調整基金がまだ残っている状態です。この10億円というのが去年作成したヘルスプランの最終ページにあるとおり、財政推計で基金の推計を出しているのですが、その推計の中で令和7年度当初に予定では9億円ぐらいの貯金が残っている想定で、去年計画を策定しています。現状は10億円ほどあるので、ほぼ計画に近い形で推移はしているような状態です。 ただし、埼玉県の示す納付金が年ごとに計算されているので、例えば医療費が急増する等の事象があると納付金と私達の今定めている税率で徴収できている国保税の差が、広がっていく可能性も否定はできません。そうすると予定より基金が減る速度が速くなるようなこともあるかもしれません。 さきほど事務局からも最後に申し上げたのですが、令和9年度以降標準保険税率に近づけていくときに、どのような形で残っている基金を使っていけるか。どういう段階を経て税率を上げていくのか、もしくは足りなくなって急激に増加することもあり得るかもしれません。納付金の金額や税収の状況によっては検討する可能性が出てくるかもしれません。 令和8年度に上げないという話をしているのも、今の状態であれば予定通り進んでいる基金を使う方法でいくということです。 令和8年度は改正しないという可能性が高いと思うのですが、こちらの方もまだ確定ではないような状態です。 令和8年度まで財政調整基金、それから法定外繰入金によって差額を補っている部分を令和9年度からはどうにかしないといけないというような場面が間違いなく出てくるという状況になると思います。以上です。 全国で19県ほど法定外一般会計繰入金をゼロにしたということが

発言者	会 議 内 容
	あります。埼玉県はまだ相当繰り入れしている市町村があると思うが、その市町村数と総額はわかりますでしょうか。 わからなければいいですが、市町村の法定外一般会計繰入金ゼロにするということはその分を保険税で賄うということになると思うのですが、埼玉県は相当繰り入れをしているほうだったと思います。全国的にだんだん少なくなっているのですが、まだ繰り入れていきますからその部分が、例えば県内市町村全部が法定外一般会計繰入金をゼロにするとその分は当然足りなくなると思います。全市町村がその分の税を賦課して徴収しないといけないということになると思いますが、その辺いかがでしょうか。
稲原課長	基本的には今会長がおっしゃったような考え方になってくると思います。令和9年度以降にその場面が出てきますので、この運営協議会でご審議をいただくということになります。
鈴木会長	財政調整基金が10億5,000万円あるのでそれを活用して、税率の標準化に活用していくということ。納付金を県が決めて市が納付するということがあります。納付金以上の税率を設定すると、納付金以上の税の収入になってくる可能性も考えられるのですが、その辺はそうならないような財政だから、標準保険税率にすると、そういうことはできないですね。 だからその辺で和光市の医療費が増えると、県に収める納付金が増えるのではないかと思うのですが、その辺いかがですか。
稲原課長	会長のおっしゃるように税収というのが、所得割とかで所得に対して何%と設定している部分が多いので、そうするとよく景気が上がるとか、賃金が上がるというような話があるのですが、嬉しい悲鳴にはなるのですけれども、税収が想定よりも入ることは十分に考えられます。ただそれを予測して税率を設定することが非常に困難だということ。 それから、県としてはそういうことを見越して、各市の標準保険税率を設定するというような言い方をしていますので、基本的には県の示す標準保険税率に近づけていくことになると思います。

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	今回の議案では税率を標準税率まで上げるという話ではないので、令和 8 年度に向けてそういうふうな議論をするということですね。
稲原課長	令和 9 年度に準統一するので、令和 8 年度中にこの運営協議会の中でヘルスプランを作成するときに今後の税率についてご審議いただきたいと思っています。
鈴木会長	そういうことですので、そのときまでにどういう状況になっているか今は数字が出せないですが、そういうことで進めていかざるを得ないということですね。
稲原課長	先ほど会長からご質問いただいた県内の法定外一般会計繰入金については、県内 40 市のうち 7 つの市が繰入金 0 円となっており、逆に言うと 33 市が法定外繰入金を入れているという状態です。
鈴木会長	繰入金の総額はわかりますか。
稲原課長	すみません、総額については資料が不足しているためわかりません。
	採決の結果、和光市国民健康保険税条例の一部改正について承認。
	諮問事項（２）「令和 6 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」資料 2 に基づき説明。
齊藤統括主査	それでは、諮問事項 「令和 6 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、資料に基づきまして、説明させていただきます。 お配りしています「資料 2」をご覧ください。 今回の補正予算は、補正前予算額 66 億 8,721 万 7 千円に 375 万 2 千円増額し、補正後の予算額を 66 億 9,096 万 9 千円とするものです。

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	それでは、内容について説明いたします。裏面をご覧ください。 はじめに、下段の歳出について説明します。 まず、「款１総務費」のうち「目１賦課徴収費」の中の徴収業務について、令和６年１０月からの郵便料金改正に伴い、対象となる郵便物の発送予定件数にかかる差額分である５８万５千円を増額補正するものです。 続いて、「款４保健事業費」うち、「項１保健事業費」の中の保健衛生普及活動について、糖尿病性腎症重症化予防対策事業の参加者数の増加に伴い分担金を５６万３千円増額補正するものです。 次に「項２特定健康診査等事業費」の中の特定健康診査・特定保健指導について、保健指導プログラムの無償活用による減額補正並びに国保集団健診等発送事務委託料の単価が高くなったことにより２６０万４千円増額補正するものです。 続きまして、歳入について説明します。 「款７繰入金」の補正額については、「項１一般会計繰入金」のうち事務費繰入金を５８万５千円増額補正するものです。先に説明した歳出のうち、徴収業務に係る郵送費５８万５千円の増額補正については、法定の繰入金に該当するため、一般会計からの事務費繰入金を同額の５８万５千円増額補正することとしています。 「項２基金繰入金」のうち財政調整基金繰入金については、歳出のうち保健衛生普及活動の５６万３千円の増額補正分と特定健康診査・特定保健指導の２６０万４千円の増額補正分を合算した３１６万７千円を増額補正するものです。財政調整基金は、和光市国民健康保険財政の貯金であり、増額補正することで貯金を切り崩すこととなり、今回の補正後の基金額残高（貯金額）は１０億５,７５３万１千円となります。 補正予算についての説明は以上となります。 保健事業なのですが、まだ今年半分経過しているところですが、保健事業の執行状況というか、コロナの状況も大変な状況ですが、この保健事業は対前年に比べて今年度の途中なのですが、執行状況を教えてください。

発言者	会 議 内 容
浅井課長	執行状況といいますが、参加する対象者を5人で見込んでいましたが実際には9人の方が保健指導に参加されている状況でして、そのため参加者の増加に伴い分担金が増えるということで、補正予算を上げさせていただいたところです。糖尿病腎症重症化予防事業ですが、こちらでは重症化する人は人工透析に繋がる方々をできるだけそうならないようにするために実施している事業になります。保健衛生普及活動の一部の事業として認識していただければと思います。 採決の結果、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について承認。 3 その他
稲原課長	本日は諮問事項につきましてご審議いただき、ありがとうございました。 一件ご報告があります。小田原委員の長きにわたる国民健康保険運営協議会委員としての実績に対しまして、「令和6年度国民健康保険関係者功績厚生労働大臣表彰」を受賞されました。そして令和6年10月21日（月曜日）に東京都港区のベルサール虎ノ門で表彰式がございました。小田原委員さんおめでとうございます。また、引き続きご活躍をお願いいたします。 次回は、令和7年1月上旬を予定しております。日程は改めて調整させていただきます。 本日は、ありがとうございました。 4 閉会

